

パブリック・コメント後の修正点一覧

[資料2]

項番	ページ	素案	案(新)	理由
第1部 第1章 計画策定の背景				
1	P4 4・ 1ページ上段	・これらの整備により一通りの国内の障がい者制度の充実がなされたことから、2013(平成25)年衆参両議院において全会一致で承認され、2014(平成26)年1月、「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託、同年2月にわが国について発効されました。	削除	文言の重複が認められるため。
第1部 第3章 計画推進の基本的な方策				
2	P14 5 3・ 1ページ上段	・支援の担い手を確保する取り組みを進めます。	・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等、支援の担い手を確保する取組を進めます。	国の基本指針に基づく、多職種間の連携等の推進について文言を追加し、支援の担い手を確保する取組をすすめる必要があるため。
第2部 第1章 共に支えあって暮らすために				
3	P25 3段落目 1ページ中段	—	・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、本市としても計画に基づく取組が求められています。	パブリックコメントの意見の反映のため
4	P27 ア4・ 1ページ中段	—	・国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取組む体制づくりの検討を進めます。	パブリックコメントの意見の反映のため
第2部 第2章 地域での暮らしを支えるために				
5	P31 8段落目 2ページ上段	施策を実効性のあるものとするため、大阪府では、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。大阪市においても、紛争事案の解決等がより円滑に進められるよう市条例の制定について検討する必要があります。 障がいを理由とする差別の解消のためには、引き続き、関係機関が連携して効果的な取組を進めていかなければなりません。	大阪府では、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、大阪市域を含む大阪府内において事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、紛争事案の解決等がより円滑に進められることとなりました。 大阪市としては、障がいを理由とする差別の解消のために、引き続き、関係機関と連携して事業者への周知啓発など効果的な取組を進めていかなければなりません。	「大阪市条例」検討については、前回計画時は、事業者の合理的配慮提供を義務化する検討が必要であったが、今回の大阪府条例の改正により目的達成され、今後は同条例に基づく啓発に取り組むことが必要であるため
6	P32 2段落目 2ページ中段	2012(平成24)年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しております。2018(平成30)年度については虐待の通報及び届出が553件(養護者による虐待463件)、施設等の従事者による虐待85件、使用者による虐待5件)、実際に虐待と判断した件数が68件(養護者による虐待49件)、施設等の従事者による虐待19件、使用者による虐待0件)となっています。	2012(平成24)年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しており、2019(令和元)年度については虐待の通報及び届出が636件(養護者による虐待520件)、施設等の従事者による虐待105件、使用者による虐待11件)、実際に虐待と判断した件数が76件(養護者による虐待53件)、施設等の従事者による虐待23件、使用者による虐待0件)となっています。	数値の時点更新が必要なため
7	P35 ③エ 2ページ中段	エ 市条例制定の検討	削除	市条例の検討解消のため
8	P40 (3)イ 2ページ下段	イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携 ・引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。 ・また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。	イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携 ・引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。 ・また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が府条例の改正趣旨を含めた法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。	今回の大阪府条例の改正に基づく啓発に取り組むことが必要であるため
9	P41 (3)エ 3ページ上段	エ 市条例制定の検討 ・障がいを理由とする差別の解消に向けて、蓄積された相談事例から見えてきた課題を分析し、障害者差別解消法や大阪府条例の改正の動向等も見据え、大阪市における条例の制定の必要性について検討を進めます。	削除	市条例の検討解消のため
10	P52 イ 2・ 3ページ上段	・医療的ケアの必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための協議の場において、医療的ケアの必要な子どもの支援を総合的に調整するコーディネーターについて、発達段階に応じて求められる役割の整理と人材の確保・養成に努めます。	医療的ケアの必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実に向けて、支援を総合的に調整するコーディネーターについて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場において、発達段階に応じて求められる役割等の整理を行い、その人材の確保・要請に努めます。	分かりやすい表現とするため

パブリック・コメント後の修正点一覧

[資料2]

項番	ページ	素案	案(新)	理由
第2部 第3章 地域生活への移行のために				
11	4ページ上段 P58 1段落目	第5期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数を目標数値として設定しており、国の基本指針において「2016(平成28)年度末の施設入所者数の9%以上」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の9%(122人)に、第4期計画における未達成者(32人)を加えた154人を目標としました。 2019(令和元)年度末現在の地域移行者数は101人(達成率65.5%)であり、目標値に達していないため、より一層、地域生活への移行の推進が必要です。	第5期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数を目標数値として設定しており、国の基本指針において「2016(平成28)年度末の施設入所者数の9%以上」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の9%(122人)に、第4期計画における未達成者(32人)を加えた154人を目標としました。 2020(令和2)年度末見込の地域移行者数は131人(達成率85.1%)であり、目標値に達していないため、より一層、地域生活への移行の推進が必要です。	数値の時点更新が必要なため
12	4ページ中段 P59 3段落目	施設入所者数については、第5期計画では、国の基本指針において「2016(平成28)年度末の施設入所者数の2%以上削減」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の2%(27人)を削減することとし、1,321人を目標としました。 2019(令和元)年3月末現在の施設入所者数は1,306人(約3.1%削減)となっており、第5期計画の目標数を現時点で達成していますが、引き続き取組を進める必要があります。	施設入所者数については、第5期計画では、国の基本指針において「2016(平成28)年度末の施設入所者数の2%以上削減」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の2%(27人)を削減することとし、1,321人を目標としました。 2020(令和2)年3月末見込の施設入所者数は1,287人(約4.5%削減)となっており、第5期計画の目標数を現時点で達成していますが、引き続き取組を進める必要があります。	数値の時点更新が必要なため
13	4ページ中段 P68 1段落目	1997(平成9)年に大和川病院事件で精神障がいのある人の人権侵害にかかる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。1999(平成11)年3月19日 大阪府答申 で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されており、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきました。また、「障害者権利条約」に基づく権利擁護の観点も踏まえ、精神障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。	1997(平成9)年に大和川病院事件で精神障がいのある人の人権侵害にかかる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。1999(平成11)年3月19日 大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申 で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されており、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきました。また、「障害者権利条約」に基づく権利擁護の観点も踏まえ、精神障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。	正確に伝えるため。
14	4ページ下段 P69 1段落目	2018(平成30)年度の実績では、入院後3か月時点での退院者の割合は 63.4% 、入院1年時点での退院者の割合は 89.8% 、長期在院者数は 1,903人 となっています。	2019(令和元)年度の実績では、入院後3か月時点での退院者の割合は 63.4% 、入院1年時点での退院者の割合は 89.8% 、長期在院者数は 1,903人 となっています。	数値の時点更新が必要なため
第2部 第4章 地域で学び・働くために				
15	5ページ上段 P80 イ 2・	・特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの研修を実施します。 加えて、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、発達障がい等のある児童生徒の学習支援等にあたるなど、今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、校内における支援体制整備の充実に努めます。	・特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの研修を実施します。今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、支援体制整備の充実に努めます。	区マネジメント事業の廃止及び、校内に限定した支援体制整備ではないため
16	5ページ中段 P81 1・	・障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用や旧大阪市立特別支援学校(肢体不自由教育校)に在籍する気管切開により医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない大阪市在住の児童生徒を対象に通学支援事業を大阪府教育庁と連携し実施します。	・障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。	特別支援学校の府移管に伴い、大阪府へ事業移管をしたため (大阪府において継続実施している)
17	5ページ中段 P85 2段落目	「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」が改正され、2019(令和元)年には法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、また2020(令和2)年には国などが率先して障がい者の雇用する責務が明確化されました。また、短時間であれば就労可能な障がいのある人などの雇用機会を確保するため、事業主に対して特別給付金の創設、障がいのある人の雇用を推進する中小企業にたいして、「優良事業主」の認定制度の創設などが行われました。	「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」が改正され、2019(令和元)年には法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、さらに、 2021(令和3)年3月には2.3%に引き上げられました 。また2020(令和2)年には国などが率先して障がい者を雇用する責務が明確化されました。また、短時間であれば就労可能な障がいのある人などの雇用機会を確保するため、事業主に対して特別給付金の創設、障がいのある人の雇用を推進する中小企業に 対して、「優良事業主」の認定制度の創設などが行われました。	2021年3月法定雇用率が引き上げられるため
18	5ページ下段 P86 4段落目		重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人については、被用者に対しては障害者雇用促進法に基づく助成金制度が実施されているものの、障害者総合支援法に基づく福祉サービス(訪問系サービス)は通勤・営業等の経済活動に対する支援を対象外としていることから、就業にあたり必要な介助を提供する仕組みが必要です。	パブリックコメントの意見の反映のため
19	6ページ上段 P90 1・	工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。	・就労支援B型事業所等の工賃水準を前年度実績以上を目指すことや、販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します	大阪府の基本的な考え方では、令和元年度工賃の平均額の実績より令和5年度の平均工賃額が向上するよう示されていることから、平均工賃額を前年実績以上とする目標を設定するため
20	6ページ中段 P90 ウ 1・	・精神障がいのある人の就業を促進するため、「 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練 」やジョブコーチ支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。	・精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ 支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。	委託事業終了しているため
21	6ページ中段 P91 力		カ 重度障がい者等の就業支援 ・重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人に対して、雇用施策と福祉施策が連携して支援する取組を進めます。	パブリックコメントの意見の反映のため

パブリック・コメント後の修正点一覧

[資料2]

項番	ページ	素案	案(新)	理由
第2部 第5章 住みよい環境づくりのために				
22	6ページ中段 P106 イ1・		障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。	基礎調査において、特に準備をしていない方が約3割おられたため、障がい者自身の災害への備えを促す必要があるため
23	6ページ下段 P107 エ1・	・コロナウイルス感染症等、新型ウイルス感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。	・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等、感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。	表記方法の統一を行うため
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画				
24	7ページ上段 P122 (1)①	79人	102人	数値の時点更新が必要なため
25	7ページ上段 P122 (2)2 段落目	大阪市では、国の基本指針に基づき、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の9%(122人)に、第4期計画における未達成者見込(32人)を加えた154人を2020(令和2)年度末までに地域移行するものとして設定しました。 2020(令和2)年度末見込では154人となる見込みとなっています	大阪市では、国の基本指針に基づき、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の9%(122人)に、第4期計画における未達成者見込(32人)を加えた154人を2020(令和2)年度末までに地域移行するものとして設定しました。 2020(令和2)年度末見込では131人となる見込みとなっています	数値の時点更新が必要なため
26	7ページ中段 P122 (2)3 段落目	大阪市では、国の基本指針に基づき、2019(令和元)年度末の施設入所者数(1,306人)の6%、79人以上を、2023(令和5)年度末までに地域移行するものとして設定します。 (未達の場合は、に、第5期計画における未達成者見込(○人)を加えた○○人以上を2023(令和5)年度末までに地域移行するものとして設定します。	大阪市では、国の基本指針に基づき、2019(令和元)年度末の施設入所者数(1,306人)の6%、 79人に、第5期計画における未達成者見込(23人)を加えた102人以上を2023(令和5)年度末までに地域移行するものとして設定します。	数値の時点更新が必要なため
27	7ページ中段 P124 ~125	大阪府の基本的な考え方では、令和5年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を7,677人(入院前住所地が不明・他府県の1,011名を除く。)とし、各市町村においては、この数値を令和元年6月末の1年以上の長期入院患者数で按分した数値を目標設定し、65歳以上と65歳未満の区別は設けないとしております。大阪市においては、 令和元年6月末時点での1年以上の長期入院患者数は1,773人であることから、大阪府の基本的な考え方に基づき、1,680人を目標設定します。	大阪府の基本的な考え方では、 令和元年6月末の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,102人の94.76%である7,677人(入院前住所地が不明・他府県の1,011名を除く。)を令和5年6月末時点の目標としており、大阪市においては、令和元年6月末の1年以上の長期入院患者数が1,773人であることから、大阪府の基本的な考え方に基づき、1,680人を目標設定します。	分かりやすい表現とするため
28	7ページ下段 P125 参考	②については、直近の全入院患者に占める1年以上長期入院患者の割合の実績や全入院患者の推移を踏まえ、令和5年6月末時点での全入院患者に占める1年以上の長期入院患者数の割合を54.3%、全入院患者数を16,000人と推計し、目標設定することとした。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。	②については、 令和元年6月末の1年以上の長期入院患者数が8,102人であり 、直近の全入院患者に占める1年以上长期入院患者の割合の実績や全入院患者の推移を踏まえ、令和5年6月末時点での全入院患者に占める1年以上の長期入院患者数の割合を54.3%、全入院患者数を16,000人と推計し、 7,677人(入院前住所地が不明・他府県の1,011名を除く。) と目標設定することとした。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。	前段の「大阪府の基本的な考え方」が記載されている箇所であるため
29	7ページ下段 P126 (1)②	② 2023(令和5)年度の 就労支援事業 からの一般就労への移行者数 663人	② 2023(令和5)年度の 就労移行支援事業 からの一般就労への移行者数 663人	
30	8ページ上段 P126 (2)②	② 就労支援事業 からの一般就労への移行について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019(令和元)年度移行実績の1.30倍(663人)を目標として設定します。	② 就労移行支援事業 からの一般就労への移行について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019(令和元)年度移行実績の1.30倍(663人)を目標として設定します。	誤字のため
31	8ページ上段 P127 参考 ②	② 2023(令和5)年度中に、 就労支援事業 から一般就労する者を、2019(令和元)年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本として設定。	② 2023(令和5)年度中に、 就労移行支援事業 から一般就労する者を、2019(令和元)年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本として設定。	
32	8ページ上段 P130 (1)2段落目	さらに他に 43 か所の保育所等訪問支援事業所	さらに他に 60 か所の保育所等訪問支援事業所	数値の時点更新が必要なため
33	8ページ中段 P130 (2)2 段落目	また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が 約2,200 人であり、その方が少なくとも週1日は事業所を利用できるように目標を設定することとさ	また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が 約2,400 人であり、その方が少なくとも週1日は事業所を利用できるように目標を設定することとさ	数値の時点更新が必要なため
34	8ページ中段 P131 1段落目	既に 24 か所、利用定員の合計155人で	既に 28 か所、利用定員の合計155人で	数値の時点更新が必要なため
35	8ページ中段 P131 2段落目	大阪市では、既に 28 か所、利用定員の合計178人で	大阪市では、既に 31 か所、利用定員の合計178人で	数値の時点更新が必要なため

パブリック・コメント後の修正点一覧

項番	ページ	素案					案(新)					理由		
36	9ページ上段 P136 (1)	居宅介護 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 13,859人 月あたり利用時間 295,993時間					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 4,844人 知的障がい者 2,817人 障がい児 502人 精神障がい者 5,696人					2022(令和4)年 月当たり利用時間 121,227時間 月当たり利用人員 5,115人 2,975人 530人 6,015人	2023(令和5)年 月当たり利用時間 129,107時間 月当たり利用人員 5,403人 3,141人 559人 6,352人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
37	10ページ上段 P137 (2)	短期入所 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 1,454人 月あたり利用日数 9,994日					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 493人 知的障がい者 780人 障がい児 165人 精神障がい者 16人					2022(令和4)年 月当たり利用時間 3,671日 月当たり利用人員 541人 855人 181人 179日	2023(令和5)年 月当たり利用時間 4,418日 月当たり利用人員 593人 938人 199人 20人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
38	11ページ上段 P137 2 (1)	生活介護 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 7,320人 月あたり利用日数 123,645日					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 3,151人 知的障がい者 3,712人 精神障がい者 457人					2022(令和4)年 月当たり利用日数 49,699日 月当たり利用人員 3,239人 3,816人 470人	2023(令和5)年 月当たり利用日数 52,522日 月当たり利用人員 3,331人 3,922人 483人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
39	11ページ下段 P137 2 (2)	自立訓練 (機能訓練) 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 78人 月あたり利用日数 1,082日					自立訓練 (機能訓練) 事業量の見込 (身体障がい者) 月あたり利用人員 78人 月あたり利用日数 1,082日					2022(令和4)年 月あたり利用人員 79人 月あたり利用日数 1,101日	2023(令和5)年 月あたり利用人員 80人 月あたり利用日数 1,121日	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
40	12ページ上段 P138 2 (3)	自立訓練 (生活訓練) 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 323人 月あたり利用日数 5,141日					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 130人 知的障がい者 193人					2022(令和4)年 月当たり利用日数 2,122日 月当たり利用人員 134人 198人	2023(令和5)年 月当たり利用日数 2,247日 月当たり利用人員 138人 204人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
41	12ページ下段 P138 2 (4)	就労移行支援 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 1,526人 月あたり利用日数 23,636日					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 170人 知的障がい者 326人 精神障がい者 1,030人					2022(令和4)年 月当たり利用日数 2,528日 月当たり利用人員 172人 330人 1,041人	2023(令和5)年 月当たり利用日数 2,584日 月当たり利用人員 174人 334人 1,052人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
42	13ページ上段 P138 2 (5)	就労継続支援 A型 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 2,755人 月あたり利用日数 47,358日					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 777人 知的障がい者 768人 精神障がい者 1,210人					2022(令和4)年 月当たり利用日数 13,396日 月当たり利用人員 788人 777人 1,041人	2023(令和5)年 月当たり利用日数 13,746日 月当たり利用人員 798人 334人 1,052人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
43	13ページ下段 139 2 (6)	就労継続支援 B型 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 5,708人 月あたり利用日数 88,109日					事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月当たり利用人員 身体障がい者 1,046人 知的障がい者 2,366人 精神障がい者 2,296人					2022(令和4)年 月当たり利用日数 16,358日 月当たり利用人員 1,062人 2,401人 2,331人	2023(令和5)年 月当たり利用日数 16,852日 月当たり利用人員 1,078人 2,438人 2,365人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため

パブリック・コメント後の修正点一覧

項目番号	ページ	素案	案(新)	理由
44	14ページ上段 P141 4 (1)	計画相談支援 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 9,346人 2022(令和4)年 10,413人 2023(令和5)年 11,460人	事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月あたり利用人員 計画相談支援 身体障がい者 2,544人 知的障がい者 2,555人 障がい児 10人 精神障がい者 4,237人 2022(令和4)年 月あたり利用人員 2,775人 2,863人 10人 4,765人 2023(令和5)年 月あたり利用人員 3,006人 3,171人 10人 5,293人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
45	14ページ下段 P141 4 (2)	地域移行支援 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 35人 2022(令和4)年 35人 2023(令和5)年 35人	事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月あたり利用人員 地域移行支援 身体障がい者 5人 知的障がい者 3人 精神障がい者 27人 2022(令和4)年 月あたり利用人員 5人 3人 27人 2023(令和5)年 月あたり利用人員 5人 3人 27人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
46	15ページ上段 P142 4 (3)	地域定着支援 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 788人 2022(令和4)年 905人 2023(令和5)年 1,022人	事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月あたり利用人員 地域定着支援 身体障がい者 225人 知的障がい者 217人 精神障がい者 346人 2022(令和4)年 月あたり利用人員 253人 243人 409人 2023(令和5)年 月あたり利用人員 281人 269人 472人	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
47	15ページ下段 P142 (5)1	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 4,215人 2022(令和4)年 4,779人 2023(令和5)年 5,403人 月あたり利用日数 47,493日 55,144日 63,285日	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 4,203人 2022(令和4)年 4,767人 2023(令和5)年 5,391人 月あたり利用日数 47,933日 55,597日 63,423日	数値の時点更新が必要なため
48	16ページ上段 P143 5(3)	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 8,724人 2022(令和4)年 10,036人 2023(令和5)年 11,146人 月あたり利用日数 107,570日 123,056日 137,7665日	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 8,436人 2022(令和4)年 9,572人 2023(令和5)年 10,528人 月あたり利用日数 106,219日 119,459日 130,930日	数値の時点更新が必要なため
49	16ページ下段 P143 5(4)	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 662人 2022(令和4)年 961人 2023(令和5)年 1,396人 月あたり利用回数 1,131回 1,663回 2,377回	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 594人 2022(令和4)年 836人 2023(令和5)年 1,175人 月あたり利用回数 1,000回 1,403回 1,915回	数値の時点更新が必要なため
50	17ページ上段 P144 5(6)	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 2,824人 2022(令和4)年 3,688人 2023(令和5)年 4,815人	事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 2,417人 2022(令和4)年 3,006人 2023(令和5)年 3,740人	数値の時点更新が必要なため
51	17ページ中段 P143 5(5)コメント	居宅訪問型児童発達支援については、2020(令和2)年度に市内にはじめて事業所が開設されたことを踏まえ、現在のサービス提供量が増加するものとして見込量を設定します。	居宅訪問型児童発達支援については、2020(令和2)年度に市内にはじめて事業所が開設され、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。	表現の変更
52	17ページ下段 P149 (4)数値	事業量の見込 実施箇所数 2021(令和3)年度 24か所 2022(令和4)年 24か所 2023(令和5)年 24か所 年間実利用者数 121人 125人 130人	事業量の見込 実施箇所数 2021(令和3)年度 24か所 2022(令和4)年 24か所 2023(令和5)年 24か所 年間実利用者数 137人 152人 169人	数値の時点更新が必要なため
53	18ページ上段 P151 (10)	移動介護 事業量の見込 月あたり利用人員 2021(令和3)年度 5,877人 2022(令和4)年 5,894人 2023(令和5)年 5,911人 月あたり利用時間 134,629時間 134,629時間 134,629時間	事業量の見込 種別 2021(令和3)年度 月あたり利用人員 月あたり利用時間 移動支援 身体障がい者 304人 6,387時間 知的障がい者 3,606人 86,119時間 障がい児 429人 5,452時間 精神障がい者 1,538人 36,671時間 2022(令和4)年 月あたり利用人員 月あたり利用時間 305人 6,387時間 3,617人 86,119時間 430人 5,452時間 1,542人 36,671時間 2023(令和5)年 月あたり利用人員 月あたり利用時間 306人 6,387時間 3,628人 86,119時間 431人 5,452時間 1,546人 36,671時間	大阪府基本的考え方において、障がい種別の記載を求められているため
54	19ページ上段 P150 (9)	事業量の見込 介護訓練支援用具 238件 238件 238件 自立生活支援用具 813件 813件 813件 在宅療養等支援用具 543件 543件 543件 情報・意志疎通支援用具 664件 664件 664件 排泄管理支援用具 61,859件 62,516件 63,196件 住宅改修費 55件 55件 55件 合計 64,172件 64,829件 65,509件	事業量の見込 介護訓練支援用具 273件 273件 273件 自立生活支援用具 995件 995件 995件 在宅療養等支援用具 676件 676件 676件 情報・意志疎通支援用具 761件 761件 761件 排泄管理支援用具 62,401件 63,588件 64,813件 住宅改修費 59件 59件 59件 合計 65,165件 66,352件 67,577件	数値の時点更新が必要なため